



内装工事を行う皆様へ



建築基準法では、建築物の内装制限を定めています。
工事実施の前にご確認ください。

《内装制限》

内装制限とは、建物内部で火災が発生した際に、激しく燃えるまでの時間をできるかぎり遅らせ、また火災の拡大を防ぎ、内部の人の避難と消火活動を円滑に行えるように定めた規定です。



《内装制限には以下のような規定があります》

◆用途による制限

不特定多数が集まるような特殊建築物は、構造、階数、面積により、内装に使う材料が規定されます。

➡ 詳しくは裏面をご覧ください。

(特殊建築物の例：集会場、ホテル、病院、共同住宅、飲食店など)

◆階数及び規模による制限

次の階数・規模のものは、内装に使う材料が規定されます。

3階以上の建築物で延床面積が500m²を越えるもの

2階以上の建築物で延床面積が1,000m²を越えるもの

1階建ての建築物で延床面積が3,000m²を越えるもの

➡ 詳しくは裏面をご覧ください。

◆火気使用室での制限

壁・天井の内装は、不燃材料又は準不燃材料とする必要があります。

◆主たる廊下、階段、通路での制限

壁・天井の内装は、不燃材料又は準不燃材料とする必要があります。

(学校、体育館、戸建住宅等は除かれます)

◆排煙無窓の居室での制限

居室には煙を有効に排出するための窓その他の開口部が必要になります(住宅、共同住宅、ホテル等は特例あり)。

ただし、(一例として)有効開口が取れない場合は、床面積100m²以下とし、壁・天井を下地・仕上共不燃材とすることで緩和できる場合があります。

○詳しくは下記事務所までお尋ね下さい。

主な内装制限の規定（詳細は下記事務所又は建築士までお問合せください）

用途・構造	居室			
	建築物の構造による制限			階数及び規模による制限
・病院 ・診療所 ・ホテル ・旅館 ・児童福祉施設等 	耐火建築物で3階以上の部分の床面積合計が300m ² 以上	準耐火建築物で2階部分の床面積合計が300m ² 以上	その他の建築物で床面積合計が200m ² 以上	3階建以上の建築物で延床面積が500m ² をこえるもので、その建築物の高さが31mを越える部分。 （100m ² 以内ごとに防火区画されたものを除く） 壁：不燃・準不燃・難燃材料 天井：不燃・準不燃材料
・百貨店 ・バー ・マーケット ・遊技場 ・公衆浴場 ・飲食店 ・物販店舗等 	耐火建築物で3階以上の部分の床面積合計が1000m ² 以上	準耐火建築物で2階部分の床面積合計が500m ² 以上	その他の建築物で床面積合計が200m ² 以上	3階建以上の建築物で延床面積が500m ² をこえるもの、2階建の建築物で延床面積が1000m ² を超えるもの又は1階建の建築物で延床面積が3000m ² を超えるもの。 （100m ² 以内ごとに防火区画され特殊建築物の用途に供しない居室で、耐火建築物又は準耐火建築物の高さが31m以下の部分にあるものを除く） 壁、天井：不燃・準不燃・難燃材料 （3階以上には難燃材料不可） ①
・劇場 ・映画館 ・観覧場 ・公会堂 ・集会場等 	耐火建築物で客席の床面積合計が400m ² 以上	準耐火建築物で客席の床面積合計100m ² 以上	その他の建築物で	①と同じ
・共同住宅	耐火建築物で3階以上の部分の床面積合計が300m ² 以上	準耐火建築物で2階部分の床面積合計が300m ² 以上	その他の建築物で床面積合計が200m ² 以上	3階建以上の建築物で延床面積が500m ² をこえるもので、その建築物の高さが31mを越える部分 （200m ² 以内ごとに防火区画されたものを除く） 壁：不燃・準不燃・難燃材料 天井：不燃・準不燃材料
・事務所	制限なし			①と同じ
・学校 ・体育館 ・スポーツの練習場等	制限なし			制限なし
戸建住宅	制限なし			制限なし